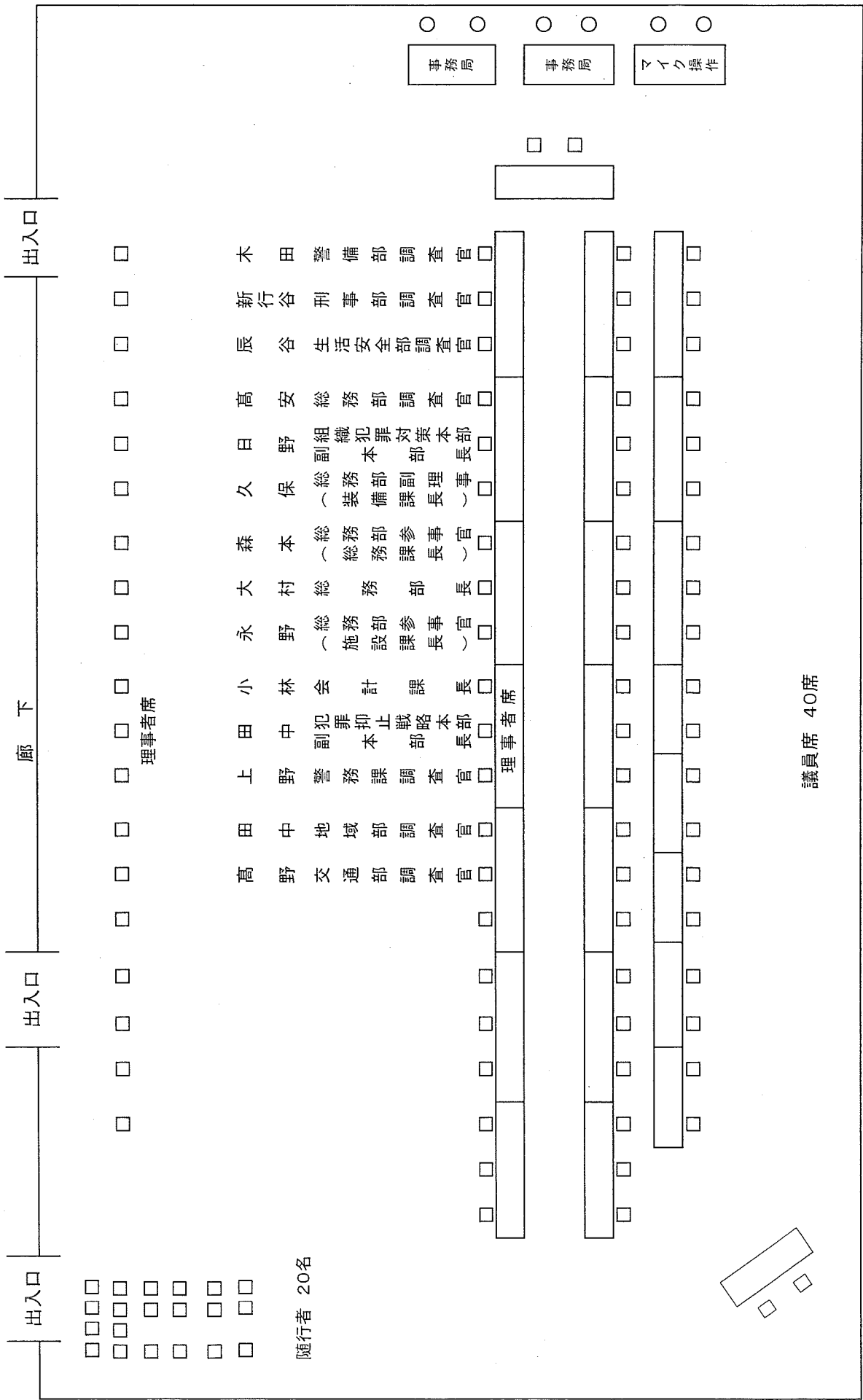


公安委員会

大阪維新の会 政調会 配席表 平成29年9月4日(月) 第1委員会室



平成29年9月定例府議会 提出予定議案の概要

資料 番号	議 案 名	概 要
1	大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例一部改正の件	刑法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行うもの。
2	大阪府附属機関条例一部改正の件	大阪府死因調査等協議会を新たに設置し、担任する事務を定めるもの。
3～6	交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の件	公務のため公用車を運転していた府警察職員が発生させた交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

「大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例」の一部を改正する条例の制定について

1 改正条例

大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例（平成13年条例第9号）

2 改正理由

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

3 改正内容

刑法第241条が3項建てに改正され、第1項で強盗・強制性交等の罪、第2項で未遂罪の場合の刑の軽減・免除規定、第3項で強盗・強制性交等致死の罪が定められたことから、次のように改正する。

- (1) 第8条第2号中「第236条から第241条まで」を「第236条から第240条まで、第241条第1項及び第3項」に、「第238条から第241条まで」を「第238条から第240条まで及び第241条第3項」に改める。
- (2) 第13条及び第14条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

4 施行予定日

公布の日

（理由）刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が平成29年7月13日に施行されており、早急に施行する必要があるため。

以 上

「大阪府附属機関条例」の一部を改正する条例の制定について

1 改正条例

大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）

2 改正理由

死体の死因の調査及び身元の確認の体制の整備に関する施策についての調査及び審議を行う死因調査等協議会を附属機関として設置するため、所要の改正を行うもの。

3 改正内容

「大阪府死因調査等協議会」を設置するとともに、当該協議会の担任する事務について、「死体の死因の調査及び身元の確認の体制の整備に関する施策についての調査及び審議を行う。」と規定する。

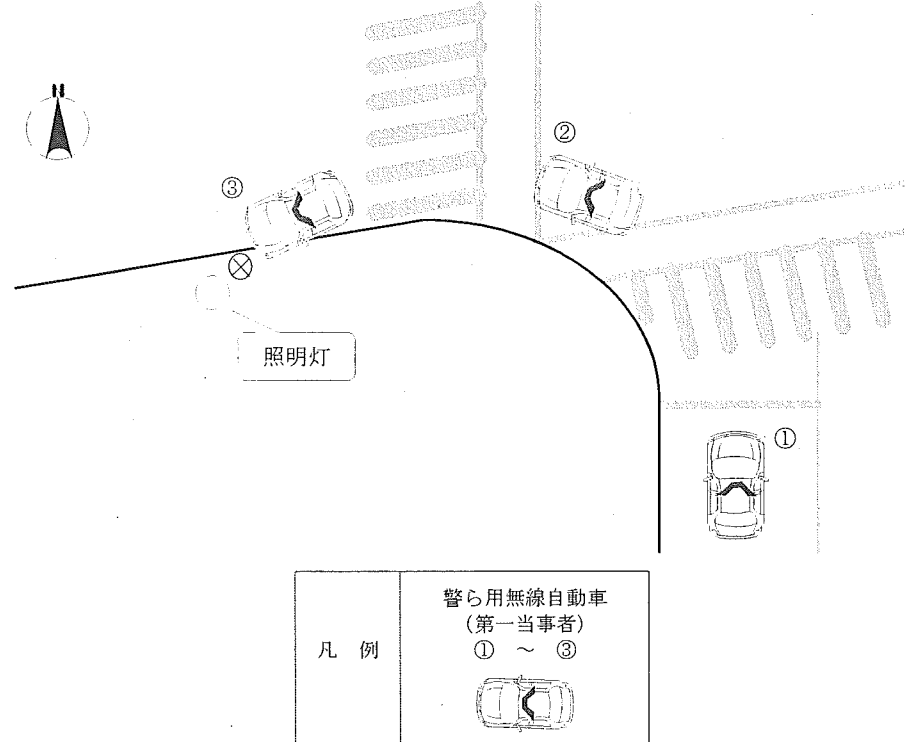
4 施行期日

公布の日

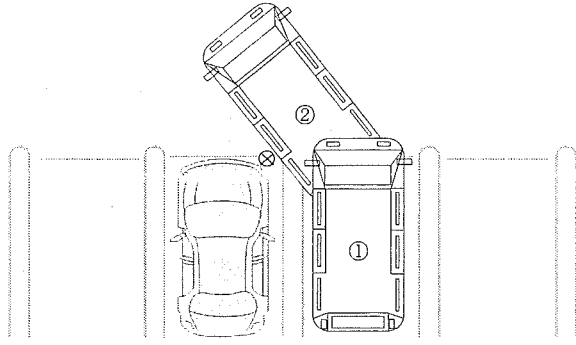
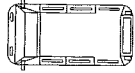
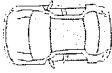
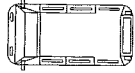
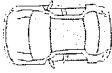
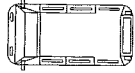
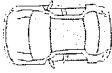
（理由）周知期間を設ける必要がないため。

以 上

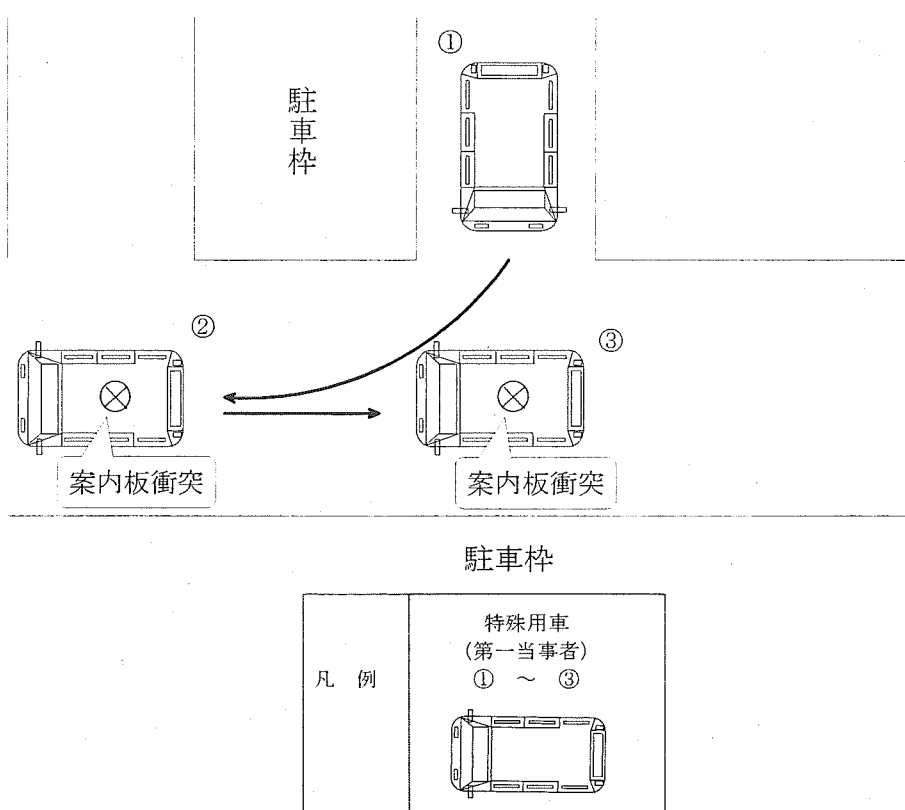
損害賠償請求事件の和解の概要

1 発生日時	平成29年1月21日午後10時47分頃
2 発生場所	大阪市淀川区三国本町一丁目17番16号先路上
3 事案概要	<p>第一当事者である府警察職員が公務のため警ら用無線自動車を運転中、運転席側のダッシュボード上に置いていた画板が滑り落ちてハンドルに引っかかり、ハンドルが左に転把したままの状態でもロックされてしまったことから、円を描くように自車が歩道に向けて進行し、歩道上に設置された第二当事者所有の照明灯に衝突したものである。</p>  <p>凡例</p> <p>警ら用無線自動車 (第一当事者) ① ~ ③</p>
4 当事者	<p>第一当事者 運 転 者 大阪府淀川警察署地域課 警部補 男性 (当時43歳) 運転車両 警ら用無線自動車(トヨタクラウン平成20年式) ※ 任意保険加入 第二当事者 照明灯所有者 大阪市</p>
5 損害程度	<p>第一当事者 人的損害 なし 物的損害 左前部大破 第二当事者 物的損害 照明灯破損及び支柱曲損</p>
6 過失割合	警察側 100%
7 賠償額	<p>府費支出額 405,080 円 自動車保険 1,000,000 円 賠償総額 1,405,080 円</p>
8 備考	<p>平成29年7月24日、内諾書受領。 平成29年8月9日、知事専決処分。 平成29年8月18日、示談成立。</p>

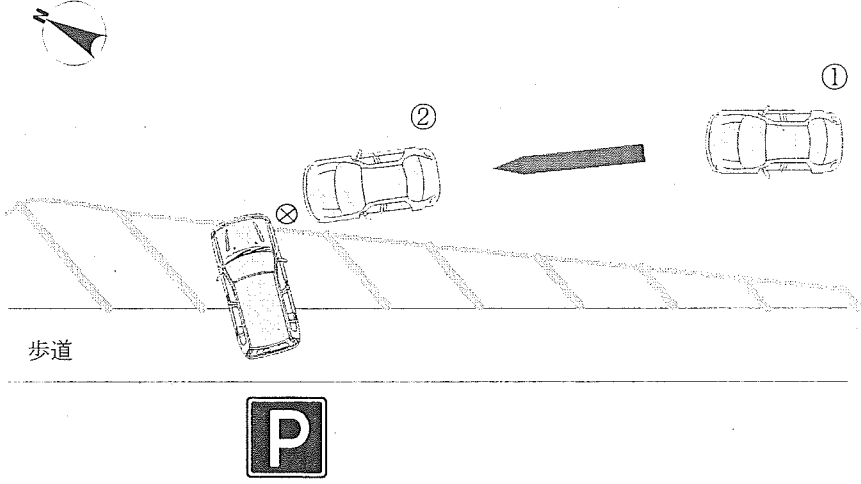
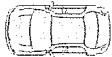

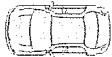

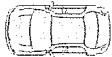

損害賠償請求事件の和解の概要

1 発生日時	平成29年7月3日午後4時18分頃					
2 発生場所	和泉市あゆみ野四丁目4番7号駐車場内					
3 事案概要	<p>第一当事者である府警察職員が公務のため特殊用車を運転して屋内駐車場の駐車枠から左折出庫する際、ハンドル転把のタイミングが早すぎたため駐車中の普通乗用自動車に衝突したものである。</p>  <table border="1" data-bbox="609 920 1114 1106"> <tr> <td rowspan="2">凡 例</td> <td>特殊用車 (第一当事者) ① ~ ②</td> <td>普通乗用自動車 (第二当事者)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	凡 例	特殊用車 (第一当事者) ① ~ ②	普通乗用自動車 (第二当事者)		
凡 例	特殊用車 (第一当事者) ① ~ ②		普通乗用自動車 (第二当事者)			
						
4 当事者	<p>第一当事者 運 転 者 大阪府警察本部警備部外事課 巡査部長 男性 (当40歳) 運 転 車 両 特殊用車(トヨタハイエース平成19年式) ※ 任意保険未加入</p> <p>第二当事者 車 両 所有者 和泉市在住 無職 男性 (当92歳) 車 両 普通乗用自動車 (BMW320d平成24年式)</p>					
5 損害程度	<p>第一当事者 人的損害 なし 物的損害 左側面後部擦過</p> <p>第二当事者 物的損害 右前部擦過等</p>					
6 過失割合	警察側100%					
7 賠償額	府費支出額 930,000円					
8 備 考	<p>平成29年7月25日、内諾書受領。 平成29年8月9日、知事専決処分。 平成29年8月10日、示談成立。</p>					

損害賠償請求事件の和解の概要

1 発生日時	平成29年7月11日午後10時00分頃
2 発生場所	大阪市都島区都島本通二丁目13番22号駐車場内
3 事案概要	<p>第一当事者である府警察職員が公務のため特殊用車を運転して地下駐車場を進行中、天井から吊り下げられた案内板に自車天井部が衝突したものである。</p> 
4 当事者	<p>第一当事者 運転者 大阪府東淀川警察署刑事課 巡査 男性 (当28歳) 運転車両 特殊用車(日産キャラバン平成23年式) ※ 任意保険加入 第二当事者 施設所有者 地方独立行政法人大阪市民病院機構</p>
5 損害程度	<p>第一当事者 人的損害 なし 物的損害 ルーフダクト擦過 第二当事者 物的損害 案内板曲損等</p>
6 過失割合	警察側 100%
7 賠償額	<p>府費支出額 398,600 円 自動車保険 1,000,000 円 賠償総額 1,398,600 円</p>
8 備考	<p>平成29年8月10日、内諾書受領。 平成29年8月中、知事専決処分見込み。 平成29年9月中、示談成立見込み。</p>

損害賠償請求事件の和解の概要

1 発生日時	平成29年1月23日午後2時8分頃						
2 発生場所	大阪市北区中之島五丁目3番先路上						
3 事案概要	<p>第一当事者である府警察職員が公務のため捜査用車を運転中、居眠りにより駐車場から道路に進入するため停車していた第二当事者運転の普通乗用自動車に衝突したものである。</p>  <p>歩道</p> <table border="1" data-bbox="587 985 1141 1153"> <tr> <td>凡 例</td> <td>捜査用車 (第一当事者) ① ~ ②</td> <td>普通乗用自動車 (第二当事者)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	凡 例	捜査用車 (第一当事者) ① ~ ②	普通乗用自動車 (第二当事者)			
凡 例	捜査用車 (第一当事者) ① ~ ②	普通乗用自動車 (第二当事者)					
							
4 当事者	<p>第一当事者 運 転 者 大阪府南警察署刑事課 巡査長 男性 (当30歳) 運 転 車 両 捜査用車(トヨタアリオン平成27年式) ※ 任意保険加入</p> <p>第二当事者 運 転 者 兵庫県赤穂市在住 男性 (当29歳) 運 転 車 両 普通乗用自動車(BMWX3平成21年式) 車 両 同 乗 者 兵庫県姫路市在住 女性 保 險 者 東京都新宿区 損害保険ジャパン日本興亜株式会社</p>						
5 損害程度	<p>第一当事者 人的損害 なし 物的損害 左前部中破</p> <p>第二当事者 人的損害 頸椎捻挫 物的損害 右前部中破等</p>						
6 過失割合	警察側100%						
7 賠償額	<p>府費支出額 1,151,728円 自動車保険 2,378,428円 賠償総額 3,530,156円</p>						
8 備 考	平成29年8月中、知事専決処分見込み。						

「平成29年度大阪府施策についての提言」に対する方針または措置状況

部局名 警察本部

要 望 項 目	措 置 状 況
<p>重点項目</p> <p>①特殊詐欺対策の推進</p> <p>特殊詐欺の認知状況については、平成28年中の認知件数が1,633件、被害金額が52.6億円と過去最悪であった上に、平成29年においては6月末現在で認知件数が1,000件を超える状況である。特に大阪府内では、いわゆる還付金等詐欺の件数の割合が高く、また被害者の多くが65歳以上と高齢であることも踏まえ対策をとる必要がある。</p> <p>現在、大阪府警察においては、特殊詐欺対策室を設置し、特殊詐欺対策を推進しているところであるが、大阪府においても府民の特殊詐欺に対する防犯意識の高揚を図るべく、さらなる広報啓発活動に取り組まれない。</p> <p>また、特殊詐欺の犯行グループは被害者の自宅の固定電話に架電することが多いことから、高齢者の被害を防ぐ措置として、民間企業と連携し、有償の自動録音機能付きや自動着信拒否機能付きの家庭電話機等の設置を行うほか、電話通信事業者に対して不審電話を録音できるサービスや、通話を録音することを事前にアナウンスするサービス等について協力を要請し、詐欺被害防止サービスを行うなど犯罪発生抑止の施策を行われたい。</p>	<p>特殊詐欺につきましては、平成29年の大阪府警察重点目標に独立して設定した他、大阪重点犯罪にも追加する等、その対策を府警の最重要課題と位置付けております。平成29年4月1日からは、捜査第二課内に特殊詐欺対策室を設置するとともに、昨年11月に設置した140人体制の特殊詐欺緊急対策プロジェクトチームを166人体制に拡充するなど、体制を強化し、組織一丸となって取組を進めているところです。</p> <p>検挙対策としましては、詐欺グループのアジトを摘発し、中枢被疑者を一斉に検挙しているほか、被害者の協力を得て、安全確保に万全を期したうえ、被害者のもとに現金等を受け取りに来た被疑者を現行犯的に検挙する、いわゆる「だまされた振り作戦」を積極的に展開しています。</p> <p>その他、特殊詐欺の犯行を容易にする匿名性の高い携帯電話等の犯行ツールについても、特殊詐欺対策室内に新設したツール対策係が中心となり、その捜査及び無力化に向けた措置を徹底しています。</p> <p>被害防止対策としましては、金融機関やコンビニエンスストア等と連携し、窓口やATMにおいて声掛け等を行う水際防止対策を推進するとともに、主な被害者層である高齢者が多く集まる老人会や町内会の会合等における防犯教室、高齢者の子や孫に対する高齢者を守るための予防策の働き掛け等、被害防止の広報啓発を行っております。</p> <p>また、安まちメールやツイッターのほか、自治体やマスメディア、企業とも連携を図り、広く情報提供を行っております。</p> <p>特に本年1月からは、「Yahoo!防災速報」アプリを活用した情報提供を開始するなど、地域住民の自主防犯行動等を促すための活動を強化しております。</p> <p>さらに、犯行グループから押収した名簿に登載されている高齢者に対する電話番号変更依頼や防犯機能付電話機の活用等、犯行グループから高齢者への接触を</p>

遮断するための取組を推進しております。

その他、大阪府が実施している自動着信拒否機器の普及促進事業について、大阪府治安対策課と連携し、自治体に対して同機器の住民への貸出し事業の創設や予算化に向けた働き掛けを実施しております。